

自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第2.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- ▶「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める必要がある。
- ▶自治体の多様な状況を踏まえつつ、オンライン化の取り組みを着実に実施できるよう、手順を提示するもの。

2. オンライン化の必要性、メリット

- 必要性 →令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進め、今後、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするため。
- メリット →「住民の利便性の向上」、「行政運営の簡素化・効率化」

取組方針、手順等

3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組方針

【特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)】

- うち子育て関係・介護関係の26手続(市町村関係手続)
→原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討
- うち罹災証明書の発行手続(市町村関係手続)
→①内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムを導入、又は
②子育て関係・介護関係の26手続と同様の方法でオンライン化を検討
- うち自動車保有関係手続(都道府県関係手続)
→警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン化を検討。

【転出届・転入予約(市町村関係手続)】

- 転出・転入手続のワンストップ化推進のため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討。

【その他の手続】

- マイナポータルを利用することを推奨するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。ただし、基幹系20業務に係る手続については、標準化を見据えて留意が必要。

【三層対策の見直し】

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定により、国が認めた特定通信に限り、インターネット等とマイナンバー利用事務系との双方向通信が可能になった。

【標準準拠システムへの対応】

- 基幹システムの標準準拠システム移行後も申請管理システムの継続利用が可能。対応方法としてはAPI連携を実装するほか、過渡的な対応として画面転記、RPA、ファイル連携の連携方式も認められている。

具体的な進め方

4. 自治体における作業手順

～導入ステップ～

- 推進体制の構築
- オンライン化に取組む手続の検討
- 関係規定等の検討・整備
- 調達仕様作成、予算要求
- サービスの導入、運用

※運用開始後のUI/UX見直しも必要。

5. 標準的なシステム構成例

- 「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照のこと。

6. 国の主な支援策等

- マイナポータルに関する国の取組（全自治体接続基盤の構築、UI/UX改善、ぴったりサービス申請APIの提供等）
- 財政支援（デジタル基盤改革支援補助金、特別交付税措置）
- 令和7年をターゲットに、デジタル庁において、ガバメントクラウド申請管理機能が提供予定